

堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務
受託者選定に係る
公募型プロポーザル説明書

令和2年3月

堺市

目 次

1	委託業務の概要	2
2	堺消防署庁舎整備の目的	2
3	公募型プロポーザルの概要	3
4	公募型プロポーザルのスケジュールと手続き	6
5	堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務の参加資格要件	12
6	提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準	14
7	堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務委託仕様書	20
8	留意事項	27
9	関係資料等	28

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

「堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務」

(2) 委託業務の内容

堺消防署庁舎改修ほか工事に係る設計業務

詳細は 7 堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務委託仕様書による。

(3) 委託業務の履行期間

契約日（令和 2 年 7 月上旬頃）から令和 3 年 11 月 30 日まで

(4) 委託金額の上限（提案の限度額）

¥44,930,000 円（消費税を含まない）

2 堺消防署庁舎整備の目的

堺消防署は建築後 50 年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく、敷地も狭隘である。また、今後発生が予想される大規模地震災害により庁舎に損傷が生じる可能性がある。さらに、敷地内に消防隊の訓練施設を有しておらず、戎島訓練場を活用している状況であるが、美原区で現在整備中の（仮称）堺市総合防災センターの令和 3 年度供用開始により、戎島訓練場を閉鎖する予定であるため、新たな訓練施設の整備が必要な状況である。これらの課題を解決し、安全・安心な事業運営の継続を図るため、消防局本部南側に隣接する旧下水道サービスセンターの耐震補強及び内部改修等を行い、堺消防署を移転することで、市全体の消防力整備を図るものである。

3 公募型プロポーザルの概要

(1) 公募型プロポーザルの内容

「堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務」の委託にあたり、参加表明書及び提案書（プロポーザル）の提出を求め、「堺市プロポーザル方式等による設計業務受託者選定委員会」に諮って評価を行い、最優秀提案者を選定し、当該業務の受託者とする。なお、最優秀提案者が「8 留意事項(1)失格事項」に該当し、失格となった場合は次点者を当該業務の受託者とする。

(2) 公募型プロポーザルの対象とする堺消防署庁舎改修ほか工事の概要

本施設の内容は以下の通りとする。

- ア. 計画場所 堺市堺区出島浜通1番1号ほか
- イ. 敷地面積 約3,000m²
- ウ. 延べ面積 約2,030m²
- エ. 建築費 約9億円
- オ. 主な施設内容

(1) 消防署庁舎棟 改修（延べ面積 1,712m²程度）

区分	諸室名	標準基準面積又は室数	市内消防署最小面積		
執務スペース	署長室	25m ²	24m ²		
	事務室	350m ²	190m ²		
	会議室	50m ²	24m ²		
	相談室	15m ²	13m ²		
	書庫	50m ²	27m ²		
	給湯室	—	3m ²		
	受付・無線室	20m ²	16m ²		
	講堂※	100m ²	67m ²		
	更衣室（男性）	52m ²	38m ²		
	更衣室（女性）	12m ²	5m ²		
	装備品格納庫	15m ²	8m ²		
生活スペース	厨房	20m ²	7m ²		
	食堂	63m ²	34m ²		
	休憩室	25m ²	9m ²		
	仮眠室（男性個室）	（15室）	—		
	仮眠室（女性個室）	（4室）	—		
	トレーニング室	47m ²	31m ²		
	浴室（男性）	15m ²	3m ²		
	脱衣室（男性）	15m ²	2m ²		
	浴室（女性）	8m ²	3m ²		
	脱衣室（女性）	8m ²	3m ²		
	洗面・洗濯室	20m ²	12m ²		
	トイレ （男性、女性、多機能）	—	男性	9m ²	
			女性	3m ²	
多機能			3m ²		
車庫スペース	出動準備室	52m ²	47m ²		

車庫スペース	救急消毒室	14 m ²	5 m ²
	救急資器材倉庫	8 m ²	
	消防資機材倉庫	50 m ²	16 m ²
	乾燥室	10 m ²	4 m ²
	車庫	—	—
その他	委託清掃員室	5 m ²	3 m ²
	エレベータ室	1基	—
	屋上・外壁改修	—	—

※ 講堂が収まらない場合、隣接本部の講堂を兼用利用することができる。

※ 諸室は敷地内の別棟を利用することもできる。

(2) 新築訓練棟

区分	諸室名	内 容
訓練棟 (100 m ² 程度)	訓練スペース	ロープ応用登はん訓練
		はしご登はん訓練
	資材倉庫	

(3) 新築車庫

区分	諸室名	内 容
車庫 (215 m ² 程度)	車庫	消防署庁舎棟内の車庫スペースと合わせて車両を収納
	倉庫	
その他		上記工事に伴う電気、機械設備工事

(4) 解体建物

区分	棟名	内 容
解体建物	少量危険物棟 (32.5 m ²)	鉄筋コンクリート造 地上1階建 (平成元年3月建設)
その他		上記工事に伴う電気、機械設備工事

(5) その他

区分	諸室名	内 容
屋外整備等	防火水槽	40～100 t
	駐車場整備	来庁者用
	駐輪場整備	来庁者、職員用

屋外整備等	植栽整備	
	雨水排水整備	
	表示設備等	出動表示灯設備看板、掲示看板、電光表示板
	その他	上記工事に伴う電気、機械設備工事

※ 防火水槽が収まらない場合、隣接本部の防火水槽を兼用利用することができる。

(6) 配備予定車両一覧

車両	車長	車幅	車高
消防ポンプ自動車	5.24m	1.88m	2.52m
水槽付消防ポンプ自動車	7.36m	2.28m	2.93m
はしご付消防自動車（六連）	10.93m	2.50m	3.56m
はしご水槽付消防ポンプ自動車	7.20m	2.23m	3.50m
大型化学消防ポンプ自動車	9.92m	2.49m	3.20m
指揮車	4.73m	1.69m	2.37m
査察車	4.49m	1.75m	1.65m
災害対応多目的車	7.14m	2.06m	3.06m
高規格救急自動車	5.65m	1.89m	2.49m
非常用高規格救急自動車	5.65m	1.89m	2.49m
普通連絡車	4.69m	1.69m	1.82m
軽自動車（トラック）	3.39m	1.47m	1.79m
軽自動車	3.39m	1.47m	1.88m
軽自動車	3.39m	1.47m	1.88m

(3) 事務局

堺市役所 建築都市局 建築部 建築監理課（高層館 15 階）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

ダイヤルイン 072-228-7524 FAX 072-228-7897 E メール kenkan@city.sakai.lg.jp

[堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：
<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/sakaishopropo.html>]

4 公募型プロポーザルのスケジュールと手続き

内 容	日 程
(1) プロポーザル説明書等の配布期間	令和2年3月2日(月) から3月24日(火) まで
(2) 質疑書(参加表明書)の提出期間	令和2年3月2日(月) から3月6日(金) まで
(3) 質疑書(参加表明書)の回答日	令和2年3月13日(金)
(4) 参加表明書提出期間	令和2年3月23日(月) から3月24日(火) まで
(5) 提案書提出者の選定結果通知	令和2年4月10日(金) 発送
(6) 質疑書(提案書)の提出期間	令和2年4月13日(月) から4月17日(金) まで
(7) 質疑書(提案書)の回答日	令和2年4月24日(金)
(8) 提案書の提出期間	令和2年5月11日(月) から5月12日(火) まで
(9) 最優秀提案者の選定結果通知	令和2年6月中旬予定
(10) 評価結果の公表	令和2年6月中旬予定
【提出場所】(事務局) 堺市役所 建築都市局 建築部 建築監理課 (高層館15階) 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 ダイヤルイン 072-228-7524 FAX 072-228-7897 Eメール kenkan@city.sakai.lg.jp	

(1) 公募型プロポーザル説明書(以下「説明書」という。)等の配布

令和2年3月2日(月) から令和2年3月24日(火) まで、次のホームページからダウンロードする。

[堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/sakaishopropo.html>]

(2) 参加表明書作成に関する質疑書の提出について

ア 提出期間：令和2年3月2日(月) から令和2年3月6日(金)17:30 まで

イ 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は【堺消防署プロポーザル質疑書】と記載し、本文の先頭には「事務所名、担当者、住所、電話番号」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(3) 参加表明書作成に関する質疑書の回答について

令和2年3月13日(金)に次のホームページにより質疑書の回答を掲載する。

[堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/sakaishopropo.html>]

(4) 参加表明書の提出について

ア 参加表明書の提出

- (ア) 提出期間：令和2年3月23日（月）から令和2年3月24日（火）まで（必着）
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）
- (イ) 提出方法：【提出場所】に持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください）。メール・FAXによる受付は行わない。
- (ウ) 提出内容：下記の提出書類及び電子データ

様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式1	参加表明書	A4	1部
様式2	参加資格確認書	A4	1部
様式3	総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書	A4	1部
様式4	主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書	A4	1部
様式A	設計共同体協定書（写し）	A4	1部
様式5	参加表明書チェックリスト	A4	1部
	一級建築士事務所として登録を証するもの（写し）	A4	1部
	設計業務実績の確認書類※1 ※2	一式	1部
	CPD実績証明書の写し※3	一式	1部

※1 参加資格確認書（様式2）に記載した設計業務実績のみ、実績が確認できる契約書の写し又は確認申請書・計画通知書にて用途・延べ面積が確認できる書類等を添付すること。

※2 総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書（様式3）及び主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書（様式4）で、資格を有していることを証明する必要がある場合は提出すること。（各技術検定の合格証明書等）

※3 総括責任者・主任技術者（意匠・構造）の経験・実績確認書（様式3）及び主任技術者（積算・電気・機械）の経験・実績確認書（様式4）でCPDの取得実績を証明する必要がある場合は提出すること。

- (エ) 電子データ：PDF化したデータを記録したCD-Rを（1部）提出すること。

イ 配置予定技術者について

- (ア) 技術者の配置
- 総括責任者及び意匠・構造・積算・電気・機械の業務分野における主任技術者を配置すること。
 - 総括責任者は各主任技術者を兼任していないこと。
 - 主任技術者は他の業務分野の主任技術者を兼任していないこと。
 - 総括責任者は発注者との定例的な打合せに毎回出席できること。
 - 主任技術者は総括責任者の下で各業務分野を総括するものであり、発注者との定例的な打ち合わせに毎回出席できること。

(イ) 技術者の雇用関係

- a 総括責任者は、参加表明書提出者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、設計共同体の場合は、代表構成員に所属していること。
- b 意匠主任技術者は、設計共同体の場合いずれかの構成員に所属していること。

(ウ) 配置予定技術者の変更

本業務委託における総括責任者、各主任技術者は参加表明書に記載された者から、原則として変更できない。ただし、やむをえないと堺市が認める場合であって、同等以上の能力を有している技術者であると確認できた場合はこの限りでない。

ウ 提案書提出者の選定基準について

企業の評価、技術者の評価（55点満点）で評価し、評価点の高い者から上位5者程度を提案書提出者に選定する。

※ 基準の詳細は「6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

(5) 提案書提出者の選定結果通知について

ア 提案書提出者の選定結果通知：令和2年4月10日（金）発送

提案書提出者を選定し、選定された者に対して提案書の提出要請を記載した「選定通知書」を送付する。また、選定されなかった者に対しては、その理由を付して「非選定通知書」を送付する。

イ 提案書提出者の非選定理由に関する説明

(ア) 非選定理由の説明要求

非選定通知書を受けた者は、通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、休日を含まない）に事務局に対し書面により非選定理由について説明を求めることができる。

(イ) 理由説明要求に係る回答

事務局は、書面による回答を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、休日を含まない）に回答を行う。

(6) 提案書作成に関する質疑書の提出について

ア 提出期間：令和2年4月13日（月）から令和2年4月17日（金）17:30まで

イ 提出方法：電子メールにて事務局に送付すること。

件名は【堺消防署プロポーザル質疑書】と記載し、本文の先頭には「提案書提出者名、担当者、住所、電話番号」を明記すること。質疑内容は本文中に記載し、添付ファイルは付けないこと。

(7) 提案書作成に関する質疑書の回答について

令和2年4月24日（金）に次のホームページにより質疑書の回答を掲載する。

[堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：

<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/sakaishopropo.html>]

(8) 提案書の提出について

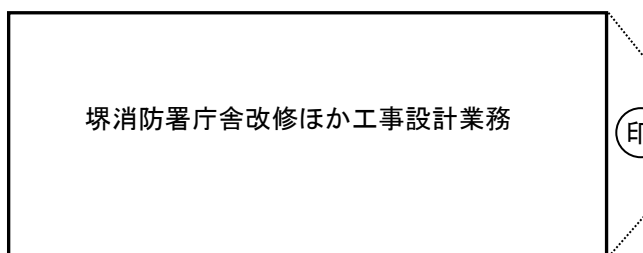
ア 提案書の提出

- (ア) 提出期間：令和2年5月11日（月）から令和2年5月12日（火）まで（必着）
午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く）
- (イ) 提出方法：【提出場所】に持参すること。メール・FAXによる受付は行わない。
- (ウ) 提出内容：下記の提出書類および電子データ

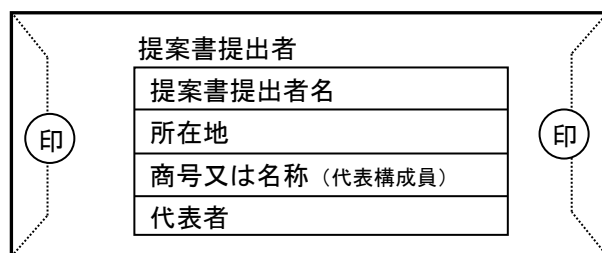
様式	提出書類	サイズ	提出部数
様式6	提案書	A4	1部
—	技術提案書	A3(1枚)	6部
様式7	価格提案書	A4	1部
様式8	提案書チェックリスト	A4	1部

- (エ) 電子データ：PDF化した技術提案書を記録したCD-Rを（1部）提出すること。
- (オ) 価格提案書は、封筒に入れて提出すること。
 - a 封筒は、長形3号(120mm×235mm)を使用すること。
 - b 封筒には必ず以下の内容を記載すること。
 - c 堺市との契約時に使用する印をもって封印すること。

封筒（表面）



封筒（裏面）



イ 技術提案書の作成について

- (ア) 技術提案書は、A3用紙1枚までに考え方を文章で記載すること。
- (イ) 文字の大きさは10.5pt以上とすること。
- (ウ) 枠取り（15mm）を行い、用紙の片面のみを使用すること。
- (エ) 記載内容を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図は使用できるが、具体的な設計図、模型は使用しないこと。
- (オ) 用紙は横使いとし、レイアウト、着色は自由とする。
- (カ) 用紙の中に提案書提出者名の表示やその提出者を特定できる表現は記入しないこと。

ウ 技術提案書のテーマについて

技術提案書は消防署施設としての基本事項をおさえるとともに、後述の7 堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務委託仕様書（2）業務仕様 イ計画概要を踏まえ、次の最優秀提案者の選定基準項目をテーマとして作成すること。

なお、技術提案書の作成に際しては、別添の耐震補強計画案（スリット補強、RC 壁の増設、ブレース補強）を変更せずそのまま利用することを条件とし、新たな開口設置や壁撤去を行う場合は、耐震性能が大幅に低下しない範囲とすること。ただし、これらは設計業務においては適用しない。

技術提案書のテーマ		
建築計画の考え方	施設構想	<ul style="list-style-type: none"> 限られた敷地を有効活用し、かつ、消防署の特性に配慮した施設の考え方について
	施設計画	<ul style="list-style-type: none"> 職員が迅速かつ安全に緊急出動できる動線計画の考え方について 職員の身体的ストレス及び精神的ストレスをできるだけ軽減できるような施設の考え方について 既存建物をコンバージョンすることによる、耐震補強工事や内部改修工事の考え方について
環境配慮の考え方		<ul style="list-style-type: none"> 環境モデル都市・堺として、新エネルギーシステムや省エネ技術の導入など低炭素型公共施設の実現に向けた提案について

エ 最優秀提案者の選定基準

総合評価点（100 点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。

※ 基準の詳細は「6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準」による。

(9) 最優秀提案者の選定結果通知について

ア 選定結果通知書の送付

提案書の提出者に対して「選定結果通知書」を送付する。最優秀提案者に選定されなかった者にはその理由を付して送付する。

イ 最優秀提案者の非選定理由に関する説明

(ア) 非選定理由の説明要求

非選定者は、選定結果通知書の通知日の翌日から起算して7 日以内（土・日曜日、休日を含まない）に事務局に対し書面により非選定理由について説明を求めることができる。

(イ) 理由説明要求に係る回答

事務局は、書面による回答を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して7 日以内（土・日曜日、休日を含まない）に回答を行う。

(10) 評価結果の公表について

ア 最優秀提案者を選定後、堺市建築部のホームページにおいて評価結果を公表する。

イ 公表内容

- (ア) 最優秀提案者の名称及び評価点
- (イ) 全参加表明者の名称（申込順）
- (ウ) 全参加表明者の評価点（点数順）
- (エ) 最優秀提案者の選定理由
- (オ) 選定委員会の委員

5 堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務の参加資格要件

次に掲げる全ての要件に該当するものでなければならない。

- (1) 本業務の履行形態としては、単体企業又は設計共同体とする。
- (2) 設計共同体は自主結成とし、構成員数は2社とする。
- (3) 設計共同体の構成員の組合せは、代表構成員の参加資格を満たす者と、他の構成員の参加資格を満たす者との組合せとする。ただし、本業務に別途申請している他の設計共同体の構成員を兼ねる（以下「構成員の重複」という。）ことができない。また、別途単体企業として申請（以下「単体の重複」という）することはできない。なお、構成員の重複の場合は、当該構成員の属する全ての設計共同体の参加資格を認めないものとし、単体の重複の場合は、設計共同体の申請を優先するものとし、当該単体企業の参加資格を認めないものとする。
- (4) 設計共同体の代表構成員の出資比率は構成員のうちで最大とし、他の構成員の出資比率は30%以上とする。
- (5) 設計共同体には、令和2年3月24日現在で建築設計業務について、堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定）第8条別表第3に規定する「市内業者」として登録されている者を必ず1社以上含むこととする。
- (6) 単体企業及び設計共同体の参加資格は、以下の要件全てに該当する者であることとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと（同条第2項各号のいずれかに該当すると認められてから3年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当していないこと。
 - イ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。
 - ウ 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
 - オ 組合や協会等の各種団体については、その構成員が本業務に参加表明書を提出していないこと。
 - カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
 - キ 単体企業及び設計共同体の代表構成員の参加資格は次に該当するものであること。
 - (ア) 令和元・2年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有し、建築設計業務を希望業種とする者。
 - (イ) 国内において、平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した次に掲げるa、bいずれかの業務の履行実績を元請として有すること。ただし、履行が設計共同体であった場合は、構成員の代表者として履行した業務に限るものとする。

- a 延べ面積 500m² 以上の「同種施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務
- b 延べ面積 1,000m² 以上の「類似施設」の新築又は増改築に係る基本設計業務又は実施設計業務

※ 「同種施設」は、庁舎、消防署、消防学校の公共建築物の用途とする。

※ 「類似施設」は、事務所、教育施設の用途の公共建築物の用途とする。

※ 同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義

- ・ 「庁舎」とは、国、地方公共団体その他公共機関等がその事務を処理するために使用する建築物をいい、学校及び工場、刑務所その他の収容施設並びに自衛隊の部隊及び機関が使用する建築物を除くものとする。
- ・ 「消防署」とは、消防組織法第 10 条により規定するものとする。
- ・ 「消防学校」とは、消防組織法第 51 条により規定するものとする。
- ・ 「事務所」とは、研究所及び研修所等の建築基準法施行規則（別記様式）に定める主要用途区分一覧において用途記号 08470 に該当するものとする。
- ・ 「教育施設」とは、学校教育法第 1 条、第 124 条又は第 134 条によるものとする。
- ・ 「公共建築物」とは国、地方公共団体その他公共機関発注の建築物とする。
- ・ 「国、地方公共団体その他公共機関」とは、国、地方公共団体、公共法人、公益法人とする。

※ 複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※ 増改築の場合は増改築部分の面積とする。

(ウ) 本業務に総括責任者として一級建築士の資格を有する技術者を配置できる者。

ク 設計共同体の他の構成員の参加資格が次に該当するものであること。

(イ) 令和元・2 年度堺市建設工事、測量・建設コンサルタント入札参加資格を有し、建築設計業務を希望業種とする者。

(イ) 本業務に最低 1 名以上の技術者を適正に配置できる者。

(7) 参加資格の取消し

参加表明書の提出日から最優秀提案者の選定結果を通知するまでに、参加資格要件の内、いずれかを満たさないことが明らかになったときは参加資格を取り消すものとする。

6 提案書提出者及び最優秀提案者の選定基準

(1) 提案書提出者の選定基準

企業の評価及び技術者の評価(55点満点)で評価し、評価点の高い者から上位5者程度を提案書提出者に選定する。また、評価点が同一の場合は次の優先順位の順に評価点の高い者から上位者とする。

ア 優先順位1：設計業務の実績と携わった立場の評価点

イ 優先順位2：専門分野の技術者資格の評価点

(提案書提出者の選定基準表)

評価項目		評価の視点		配点	小計	
企業の評価	設計業務実績 (様式2)	平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した企業の基本設計業務又は実施設計業務実績を(別表1-1)より評価する。		5点	15点	
	地域精通度 (様式2)	堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。(別表1-2)		10点		
技術者の評価	専門分野の技術者資格 (様式3) (様式4)	各技術者の資格の内容を評価する。 【配点×(別表2)の乗率】	主任技術者	意匠	4点	20点
				構造	4点	
				積算	4点	
				電気	4点	
				機械	4点	
	設計業務の実績と携わった立場 (様式3) (様式4)	各技術者の技術力を平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に同種の実績と携わった立場から評価する。 【配点×(別表3)の乗率×(別表4)の乗率】	総括責任者		5点	20点
			主任技術者	意匠	3点	
				構造	3点	
				積算	3点	
				電気	3点	
	機械	3点				
合計					55点	

(2) 最優秀提案者の選定基準

総合評価点（100点満点）の最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。また、総合評価点が一の場合は次の優先順位の順に評価点が高い者を最優秀提案者とする。

ア 優先順位 1：技術提案書評価の評価点

イ 優先順位 2：価格評価の評価点

(最優秀提案者選定基準表)

評価項目	評価の視点		配点	小計	
技術者の評価	(1) 提案書提出者の選定基準における評価と同じ		20点 (傾斜配点)	20点	
技術提案書評価	<p>「技術提案書によって、その的確性（与条件との整合性が取れているか等）、独創性（工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等）、実現性（提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等）を考慮して総合的に評価する。下記の評価の視点に対して算出する。 下記の評価の視点に対して【配点×(別表5)の乗率】にて算出する。</p>			60点	
	建築計画の考え方	施設構想	・限られた敷地を有効活用し、かつ、消防署の特性に配慮した施設の考え方について		15点
		施設計画	<ul style="list-style-type: none"> ・職員が迅速かつ安全に緊急出動できる動線計画の考え方について ・職員の身体的ストレス及び精神的ストレスをできるだけ軽減できるような施設の考え方について ・既存建物をコンバージョンすることによる、耐震補強工事や内部改修工事の考え方について 		40点
	環境配慮の考え方	・環境モデル都市・堺として、新エネルギーシステムや省エネ技術の導入など低炭素型公共施設の実現に向けた提案について	5点		
価格評価	提出された価格提案書（様式7）について評価する。 【配点×(別表6)の乗率】		20点	20点	
合計				100点	

(3) 各評価項目

ア 企業の評価

(7) 設計業務実績

企業の平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築又は増改築工事に係る、同種の基本設計業務又は実施設計業務実績を(別表1-1)より評価点とする。

(別表1-1)

実績種別	評価基準	配点
同種業務(1)	延べ面積 1,500m ² 以上の「同種施設」	5 点
類似業務(1)	延べ面積 3,000m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 1,000m ² 以上 1,500m ² 未満の「同種施設」	2.5 点
類似業務(2)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 500m ² 以上 1,000m ² 未満の「同種施設」	0 点
類似業務(3)	延べ面積 1,000m ² 以上 2,000m ² 未満の「類似施設」	

※「同種施設」は、庁舎、消防署、消防学校の公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、事務所、教育施設の用途の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書12ページの「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

(イ) 地域精通度

地域精通度として、(別表1-2)により評価する。

(別表1-2)

評価基準	配点
堺市建設工事等入札参加資格登録において、「市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。	10 点
堺市建設工事等入札参加資格登録において、「準市内業者」として登録されている者。それらの者を構成員に含んでいるもの。	5 点
上記以外のもの。	0 点

イ 技術者の評価

(ア) 専門分野の技術者資格

分担業務分野について、専門分野の技術者資格の内容を評価する。

主任技術者ごとに【配点×(別表2)の乗率】を算出し評価点とする。

(別表2)

分担業務分野	評価する技術者資格	配点に対する乗率
意匠	CPDの取得実績のある一級建築士※	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
構造	CPDの取得実績のある構造設計一級建築士※	1.0
	構造設計一級建築士	0.8
	一級建築士	0.6
	二級建築士	0.2
積算	CPDの取得実績のある建築コスト管理士又は建築積算士※	1.0
	建築コスト管理士又は建築積算士	0.8
	建築積算士補	0.6
電気	CPDの取得実績のある設備設計一級建築士※	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(電気電子部門)	0.6
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
機械	CPDの取得実績のある設備設計一級建築士※	1.0
	設備設計一級建築士	0.8
	一級建築士又は建築設備士又は技術士(衛生工学部門・機械部門)	0.6
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2

※「CPDの取得実績」は、各主任技術者のCPDの取組み状況を以下の条件により評価する。

[CPD取得単位の条件]

- ① 以下のいずれかにより発行されたCPD実績証明書の写しの提出が可能なもの。
 - ・建築CPD運営会議（建築・設備関連団体等で構成）による「建築CPD情報提供制度」（詳しくは、事務局である（公財）建築技術教育普及センターのホームページ <http://www.jaeic.or.jp/index.html> を参照）
 - ・「建築士会CPD制度」（ただし、建築CPD情報提供制度認定のプログラムに限り、その旨が記載されている証明書とする。（詳しくは、（公社）日本建築士会連合会または各都道府県建築士会に問い合わせのこと。）
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの取得単位数が12単位以上とする。ただし、積算主任技術者については、16単位以上とする。

(イ) 設計業務の実績と携わった立場

各技術者の技術力を平成17年3月1日から参加表明書提出日現在までの間に完了した新築・増改築工事に係る、同種の基本設計業務又は実施設計業務の実績と携わった立場から評価する。

各技術者の実績に【配点×(別表3)の乗率×(別表4)の乗率】を算出し、評価点とする。ただし、2件以上の実績を申請する場合は、(別表3)の乗率の平均を(別表3)の乗率とする。

(別表3)

実績種別	評価基準	配点に対する乗率
同種業務(1)	延べ面積 1,500m ² 以上の「同種施設」	1.0
類似業務(1)	延べ面積 3,000m ² 以上の「類似施設」	
同種業務(2)	延べ面積 1,000m ² 以上 1,500m ² 未満の「同種施設」	0.8
類似業務(2)	延べ面積 2,000m ² 以上 3,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(3)	延べ面積 500m ² 以上 1,000m ² 未満の「同種施設」	0.6
類似業務(3)	延べ面積 1,000m ² 以上 2,000m ² 未満の「類似施設」	
同種業務(4)	延べ面積 500m ² 未満の「同種施設」	0.4
類似業務(4)	延べ面積 1000m ² 未満の「類似施設」	
その他	その他の建築物	0.2

※「同種施設」は、庁舎、消防署、消防学校の公共建築物の用途とする。

※「類似施設」は、事務所、教育施設の用途の公共建築物の用途とする。

※同種施設、類似施設に該当する用途については、本説明書12ページの「※同種施設、類似施設に該当する用途の用語の定義」による。

※複合施設の場合は該当用途の合計面積とする。

※増改築の場合は増改築部分の面積とする。

(別表 4)

過去の実績での立場	総括責任者の 配点に対する乗率				各主任技術者の 配点に対する乗率			
	総括責任者 (※1)	1 件	0.8	2 件以上 (※3)	1.0	1 件以上		
主任技術者	1 件	0.6	2 件以上 (※3)	0.8	1 件	0.8 (※2)	2 件以上 (※3)	1.0 (※2)
その他(担当者)	1 件	0.2	2 件以上 (※3)	0.4	1 件	0.6	2 件以上 (※3)	0.8

※1 監理技術者、総括監理技術者を含む。

※2 過去の実績の分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

※3 2 件以上の実績を申請する場合、それらの過去の実績での立場が同じ場合に限り認める。

ウ 技術提案書の評価

技術提案書の各項目を(別表 5)により評価を行い、その評価に対する乗率を各項目の配点に
乗じ、委員の平均値を評価点とする。(小数点第 3 位を四捨五入)

(別表 5) 技術提案書に対する評価基準

	評価	配点に対する乗率
A	優れている	1.00
B	やや優れている	0.75
C	普通	0.50
D	やや劣っている	0.25
E	劣っている	0.10

エ 価格評価

提案された価格について【配点×(別表 6)の乗率】を算出し、評価点とする。(小数点第 3 位
を四捨五入)

なお、提案された価格が本市の示す委託金額の上限を上回る場合は「失格」とする。

(別表 6)

配点に対する乗率
最低価格 ※ / 提案額

※最低価格は、提案書提出者より最も低く提案された価格をいう。

- 最低価格及び提案額が、市が別途定める価格を下回った場合は、市が別途定める価格を最低価格及び提案額とする。
- 市が別途定める価格は、委託金額の上限を元に下記の計算式より算出した額とする。
市が別途定める価格 = 直接人件費 + 特別経費 + 技術料等経費×60% + 諸経費×60%

7 堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務委託仕様書

(1) 業務概要

- ア 業務名称：堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務
- イ 履行場所：堺市堺区出島浜通 1 番 1 号ほか
- ウ 履行期間：契約日から令和 3 年 11 月 30 日まで
- エ 対象施設の概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (ア) 対象施設名称 堺消防署
- (イ) 対象施設場所 堺市堺区出島浜通 1 番 1 号ほか
- (ウ) 建物用途 消防署
- (エ) 建築物の類型 平成 21 年国土交通省告示第 15 号（以下「告示」という。）別添二 第十二号 第 2 類とする。

オ 設計と条件

(2)業務仕様 イ 計画概要による。

カ 総括責任者

建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条第 2 項に規定する一級建築士

キ 補助対象事業種別

本業務の補助対象：無

ク 本業務の担当者について

公募型プロポーザルにおいて提案された担当者を配置すること。

(2) 業務仕様

仕様書及び建築工事設計委託要領（堺市建築都市局建築部 平成 31 年 4 月）による。

ア 設計業務の内容及び範囲

本設計業務は、以下に掲げる一般業務及び追加業務とする。

(ア)一般業務の範囲（告示 別添一第 1 項第一号及び第二号による。）

a. 実施設計

(イ)追加業務の内容及び範囲（告示 別添四第 1 項による。）

a. 積算業務

b. その他追加業務

- (a). 実施設計にあたり、市側の要求内容を検証し、配置、平面図及び立面図等の計画プラン（設備計画共）を複数作成し、発注者の承認を受けること。
- (b). 計画通知申請手続き業務（手数料は、初回分のみ市負担とする。）
- (c). 開発許可申請手続き業務
- (d). 省エネルギー法に基づく計算書の作成及び届出業務
- (e). 堺市開発行為等の関係各課との協議
堺市開発行為等の手続きに関する条例は、原則、適用されないが同条例の関係各課と協議を行い、条例と同等以上の技術基準を満足すること。
- (f). 概略工事工程表の作成業務
- (g). A-4 サイズ図面の作成
付近見取図、配置図、平面図等
- (h). 住民説明等に必要な資料の作成業務（法令等に基づくものを除く）
- (i). 内部雷保護設備に係る検討業務

- (j). 構内情報通信設備に係る検討業務
- (k). 建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討業務
- (l). 津波浸水対策に係る検討業務
- (m). 耐震診断業務（別記診断業務仕様書による）
- (n). 出庫表示灯設備の構造検討
- (o). その他関係法令等に基づく各種申請手続き業務
（ 都市計画法第 65 条の許可申請 ）

イ 計画概要

整備の目的

堺消防署は建築後 50 年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく、敷地も狭隘である。また、今後発生が予想される大規模地震災害により庁舎に損傷が生じる可能性がある。さらに、敷地内に消防隊の訓練施設を有しておらず、戎島訓練場を活用している状況であるが、美原区で現在整備中の（仮称）堺市総合防災センターの令和 3 年度供用開始により、戎島訓練場を閉鎖する予定であるため、新たな訓練施設の整備が必要な状況である。これらの課題を解決し、安全・安心な事業運営の継続を図るため、消防局本部南側に隣接する旧下水道サービスセンターの耐震補強及び内部改修等を行い、堺消防署を移転することで、市全体の消防力整備を図るものである。

(7) 施設の概要

(a) 概要

- ・ 敷地の面積 約 3, 000 m²
- ・ 用途地域及び地区の指定 近隣商業地域、第一種住宅地域
- ・ 施設の延べ面積(計画面積) 約 2, 030 m²
- ・ 予定工事費 約 9 億円（解体工事費含む）
- ・ 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月 29 日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長制定）による。耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ・ 構造体 I 類
- ・ 建築非構造部材 A 類
- ・ 建築設備 甲類

- (b) 職員数 72 名（ 署長 1 名、日勤 19 名、隔勤 52 名 ）

(c) 主な施設内容

(1) 消防署庁舎棟 (旧下水道庁舎)

改修面積 (延べ面積 1, 712 m²程度)

構造: 鉄筋コンクリート造 地上4階建 (平成元年3月建設)

区分	諸室名	標準基準面積・室数	市内消防署最小面積	
執務スペース	署長室	25 m ²	24 m ²	
	事務室	350 m ²	190 m ²	
	会議室	50 m ²	24 m ²	
	相談室	15 m ²	13 m ²	
	書庫	50 m ²	27 m ²	
	給湯室	—	3 m ²	
	受付・無線室	20 m ²	16 m ²	
	講堂※	100 m ²	67 m ²	
	更衣室 (男性)	52 m ²	38 m ²	
	更衣室 (女性)	12 m ²	5 m ²	
	装備品格納庫	15 m ²	8 m ²	
生活スペース	厨房	20 m ²	7 m ²	
	食堂	63 m ²	34 m ²	
	休憩室	25 m ²	9 m ²	
	仮眠室 (男性個室)	(15室)	—	
	仮眠室 (女性個室)	(4室)	—	
	トレーニング室	47 m ²	31 m ²	
	浴室 (男性)	15 m ²	3 m ²	
	脱衣室 (男性)	15 m ²	2 m ²	
	浴室 (女性)	8 m ²	3 m ²	
	脱衣室 (女性)	8 m ²	3 m ²	
	洗面・洗濯室	20 m ²	12 m ²	
	トイレ (男性、女性、多機能)	—	男性	9 m ²
			女性	3 m ²
多機能			3 m ²	
車庫スペース	出動準備室	52 m ²	47 m ²	
	救急消毒室	14 m ²	5 m ²	
	救急資器材倉庫	8 m ²		
	消防資機材倉庫	50 m ²	16 m ²	
	乾燥室	10 m ²	4 m ²	
	車庫	—	—	
その他	委託清掃員室	5 m ²	3 m ²	
	エレベータ室	1基	—	
	屋上・外壁改修	—	—	

※ 講堂が収まらない場合、隣接本部の講堂を兼用利用することができる。

※ 諸室は敷地内の別棟を利用することができる。

(2) 新築訓練棟

構造：鉄筋コンクリート造 高さ約17.5m

区分	諸室名	内 容
訓練棟 (100m ² 程度)	訓練スペース	ロープ応用登はん訓練
		はしご登はん訓練
	資材倉庫	

(3) 新築車庫

鉄筋コンクリート造 平屋建

区分	諸室名	内 容
車庫 (215m ² 程度)	車庫	消防署庁舎棟内の車庫スペースと合わせて車両を収納
	倉庫	
その他		上記工事に伴う電気、機械設備工事

(4) 解体建物

区分	棟名	内 容
解体建物	少量危険物棟 (32.5m ²)	鉄筋コンクリート造 平屋建 (平成元年3月建設)
その他		上記工事に伴う電気、機械設備工事

(5) その他

区分	諸室名	内 容
屋外整備等	防火水槽	40～100t
	駐車場整備	来庁者用
	駐輪場整備	来庁者、職員用
	植栽整備	
	雨水排水整備	
	表示設備等	出動表示灯設備看板、掲示看板、電光表示板
	その他	上記工事に伴う電気、機械設備工事

※ 防火水槽が収まらない場合、隣接本部の防火水槽を兼用利用することができる。

(6) 配備予定車両一覧

車両	車長	車幅	車高
消防ポンプ自動車	5.24m	1.88m	2.52m
水槽付消防ポンプ自動車	7.36m	2.28m	2.93m
はしご付消防自動車(六連)	10.93m	2.50m	3.56m
はしご水槽付消防ポンプ自動車	7.20m	2.23m	3.50m
大型化学消防ポンプ自動車	9.92m	2.49m	3.20m
指揮車	4.73m	1.69m	2.37m
査察車	4.49m	1.75m	1.65m
災害対応多目的車	7.14m	2.06m	3.06m

高規格救急自動車	5. 6 5 m	1. 8 9 m	2. 4 9 m
非常用高規格救急自動車	5. 6 5 m	1. 8 9 m	2. 4 9 m
普通連絡車	4. 6 9 m	1. 6 9 m	1. 8 2 m
軽自動車（トラック）	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 7 9 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 8 m
軽自動車	3. 3 9 m	1. 4 7 m	1. 8 8 m

ウ 基本設計業務及び実施設計業務の設計への配慮事項

【一般事項】

(ア) 大気汚染防止法、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、「労働安全衛生規則」ならびに「石綿障害予防規則」に基づき、当該工事に係る石綿含有建築材料の有無について、貸与図面・目視にて事前調査を実施し、結果を書面で報告すると共に分析調査が必要な個所を提示し、適正な処理について設計に反映させること。（分析調査及び費用は別途業務とする）

【改修事項】

- (ア) 工事目的を十分理解し設計を行うこと。
- (イ) リサイクル法等、各種法令を遵守すること。
- (ウ) 設計を行うにあたり、下記を理解し、それに基づいて設計すること。
 1. 耐震診断業務報告書
 2. 「鉄筋コンクリート増設壁耐震補強設計・施工指針（平成13年）」
 3. 「枠付き鉄骨ブレース耐震補強設計・施工指針（平成14年）」
 以上すべて(財)日本建築総合試験所による。
- (エ) 実施設計に必要な範囲（関係機関との打ち合わせに必要な範囲を含む）で敷地内の上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況を調査し、関係機関との打合せ（事前協議等を含む）を行う。
- (オ) アスベスト含有物などの適正な撤去・処理並びに特定建設資材の再資源化等を目標とし、適正に分別解体が行えるよう撤去図を作成のこと。
- (カ) 各室内改修に伴い、設備容量・幹線・照度・水理計算等の設計計算を行い、実施設計に反映させること。
- (キ) 改修設計にあたり、旧下水道サービスセンターとして利用していたことを踏まえて実施設計を行うこと。
- (ク) 防災無線用アンテナ、スピーカー、発電機、電柱の仮設、移設等の検討し、実施設計を行うこと。

エ 業務の実施

(ア) 一般事項

本業務は、仕様書、別冊の図面、建築工事設計委託要領、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書及び建築工事設計委託要領 第3章

3. 2 に基づき策定した実施設計方針に基づき行う。

- a. 実施設計業務は、提示された計画概要及び適用基準に基づき行う。
- b. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

(イ) 業務計画書

建築工事設計委託要領 第3章 3.5 による。

(ウ) 実施設計方針の策定

- a. 意匠、構造および設備の各要素について検討する。
- b. 監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの等を整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
- c. 上記を踏まえ必要に応じて業務体制、業務工程等の変更を行い、実施設計方針を策定し、監督員へ説明する。

(エ) 貸与品等

- a. 既存設計図書等
 - ・ 既存建築物設計図書一式
- b. 既存資料
 - ・ 旧下水道庁舎耐震診断書（報告書）
 - ・ 旧下水道庁舎耐震補強計画案検討書（報告書）

(オ) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

- a 業務着手時
- b 監督員又は総括責任者が必要と認めた時
- c 定例会開催後
- d その他（ ）

(カ) 業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（ ）
指定部分の履行期限（ ）
- b. 成果品の取扱いについて
建築工事設計委託要領 第4章 4.7による。
- c. 概算予算書
令和3年8月31日に施設整備の工事概算予算書を作成し、予定工事費内である根拠も資料等により示し、提出する。
- d. 工事費積算業務
工事費の積算は、公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士の資格を有するものを行うこと。

(キ) 分離（同一工期、発注業者は分離）及び分割（工事が数期又は工区に分割）発注

(7) 分離発注形態とする。（建築工事、電気設備工事、空気調和設備工事、給排水衛生設備工事及びガス設備工事）

(ク) 適用基準等

建築工事設計委託要領 第3章 3.3によるほか、下記によるものとする。

- a 建築部公共建築設計の手引き（環境配慮編）平成30年4月改訂 建築都市局 建築部
- b 建築構造設計指針（平成21年版）（文部科学省大臣官房文教施設企画部監修）

カ 成果物

(ア) 一般事項

告示別添一第 1 項第一号ロ又は第二号ロに掲げるほか、下記によるものとする。なお成果物を電子データ化したものを含む。

- a 概算予算書
- b 内訳書ファイル (RIBC2 形式)
- c 見積単価 (Excel 形式) 及び作成根拠説明資料
- d 営繕工事積算チェックマニュアル (建築工事編) (Excel 形式)
- e 営繕工事積算チェックマニュアル (電気設備工事編) (Excel 形式)
- f 営繕工事積算チェックマニュアル (機械設備工事編) (Excel 形式)
- g 現場から発生材運搬先までの距離調査表 (Excel 形式)
- h 各種計算書 (コンクリート温度補正算出表、鋼材スクラップ控除算出表等) (Excel 形式)
- i 数量拾い出し集計表 (Excel 形式)
- j 参考見積もり (インデックス付バインダー綴じ)
- k 追加業務に関する業務報告書 (Excel 形式)
- l 成果物は、棟単位でまとめること。
- m アスベスト事前調査結果報告書

(イ) 提出部数、サイズ等

成果物の提出部数、サイズ等は下記のとおりとする。

- a 原図及び CAD データ 1 部
- b 陽画焼 (一) 部
- c 製本 1 部 (A3 判)
- d 用紙サイズ 原図 A1 判
実施設計方針書 A2 判又は A3 判
各種計算書及び各種積算資料及び工事概算予算書 A4 判
- e 収納 原図は図面ファイル (A1 判は三ッ折、A2 判は二ッ折)、
CAD データ等の電子データ及び他の設計関連書類種別ごとに A4 サイズのチューブファイルにまとめ、ダンボール保管箱等に入れて提出。

8 留意事項

(1) 失格事項

以下のいずれかに該当する者は失格となることがある。

- ア 本説明書に示された内容に適合しないもの
- イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- オ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) 受注資格の喪失

以下のいずれかに該当する者は本業務にかかる全ての建設工事の受注資格を失う。

- ア 本設計業務の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有している者又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- イ 本設計業務の受託者に発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有されている者又はその出資の総額の100分の50を超える出資を受けている者
- ウ 代表権を有する役員が、本設計業務の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

(3) 注意事項等

- ア 参加表明書及び提案書の作成、提出に要する費用は提出者の負担とする。
- イ 提出された技術提案書の著作権は提出者にあるものとし、提出者に無断で使用しない。
- ウ 参加表明書及び提案書は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- エ 参加表明書及び提案書は返却しない。
- オ 選定された技術提案書の内容について、協議のうえ一部変更することがある。
- カ 選定された提案書(技術提案書のみ)は、選定されなかった提案書の提出者から要求があった場合、閲覧に供する。なお、提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- キ 提出者の資格要件を失った場合、その時点で本プロポーザルに参加できなくなる。
- ク 辞退する場合は、参加表明書提出者名を記載した書面にて辞退届を提出すること。
- ケ 最優秀提案者選定までの間に、提案者から委員に対して故意の接触があったと認められた場合は、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

(4) 最優秀提案者の選定結果後に参加資格要件等を満たさなくなった最優秀提案者について

最優秀提案者の選定結果後から本設計業務契約締結までに、最優秀提案者が次のア又はエのいずれかに該当した場合は契約を締結しないことができ、次のイ、ウ又はオのいずれかに該当した場合は契約を締結しない。

- ア 入札参加停止又は入札参加回避を受けた場合
- イ 入札参加除外を受けた場合
- ウ 府警からの通報等があった場合
- エ アからウのほか、参加資格要件を満たさなくなった場合
- オ 失格事項に該当した場合

(5) その他

- ア 本件業務に関連する工事監理業務については、本市が適当と認めた場合は、その業務委託を本件業務の受託者との随意契約により委託契約を締結することがある。なお、その業務の委託料は、本件業務の契約金額を考慮し、協議の上決定するものとする。

9 関係資料等

[堺消防署庁舎改修ほか工事設計業務受託者選定に係る公募型プロポーザルのホームページ：
<http://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/jutaku/kenchiku/anshin/sakaishopropo.html>]

(1) 既存図書等

- ア 配置図
- イ 既設建物図
- ウ 耐震補強計画図

(2) 堺市の計画等

- ア 堺消防署移転整備事業基本計画
- イ 堺市マスタープラン「さかい未来・夢コンパス」